

令和7年度第2回 南国市総合教育会議

日 時：令和7年11月20日（木）

9時30分～11時00分

場 所：上下水道局 2階会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 南国市教育委員会の取組について

- ① 南国市における特別支援教育及び不登校児童生徒、いじめ・いじめ疑い認知及び、いじめ重大事態の対応について
- ② ゆるやかな学期スタート事業について
- ③ 南国市版G I G Aスクールの進捗状況について
- ④ 令和8年度社会科副読本編集専任職員継続配置について
- ⑤ 水泳授業にかかる対策について
- ⑥ 南国市における小学校水泳記録会・小学校駅伝競走大会・小学校陸上記録会について
- ⑦ 南国市ドリームトーク i n 議会について
- ⑧ 南国市における運動部活動の地域移行について
- ⑨ 現図書館の活用方法について
- ⑩ 国民文化祭について
- ⑪ 南国市いじめ・いじめ疑い含む報告及び、いじめ重大事態の詳細について
(※非公開)

(2) その他

【南国市総合教育会議 概要】

1. 趣旨

市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、南国市総合教育会議を設置する。

2. 構成員

南国市長	平山 耕三	
南国市教育委員会	教育長	竹内 信人
	職務代理	上岡 哲朗
	教育委員	細川 善久
	教育委員	楠瀬 公美
	教育委員	浅野 聡子

3. 主催 南国市（事務局：企画課）

4. 令和8年度開催予定

- ①令和8年 5月22日（金） 9時30分～11時00分 教育委員会の事務事業点検・評価 他
- ②令和8年 11月20日（金） 9時30分～11時00分 教育委員会の取組

○南国市総合教育会議設置要綱

平成27年3月31日
訓令第4号

（設置）

第1条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性の下に、連携して効果的に教育行政を推進していくため、南国市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要が

あると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第6条 市長は、会議を行ったときは、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

（事務局）

第7条 会議の事務局を企画課に置く。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。